

幻の邪馬台国 ——魏略と魏志の間——

蓮 沼 啓 介

はしがき

魏志倭人伝¹⁾は三国志魏書烏丸鮮卑東夷伝倭人条の略称である。魏の曹操と呉の孫権と蜀の劉備玄徳の活躍を伝える三国志は魏書のほかに呉書と蜀書からなるが、それぞれ普通には呉志および蜀志と略称で呼ばれる。倭人条は東夷伝に含まれているが、東夷伝には三韓条なども含まれている。魏志倭人伝は漢字二十字で百六行くらいの漢文で書かれている。

魏志の著者は陳寿(233-297)という蜀に生まれた西晋の史家である。陳寿は蜀の国に仕官していたが、蜀を滅ぼした魏を乗っ取った西晋に登用され、国史を司どる役職に昇進し三国志を撰述することになる。三国志は陳寿が五十三歳になっていた西晋の太康六(285)年ころに成立している。倭人伝は膨大な三国志のほんの一部に過ぎない片隅の記録である。

親魏倭王である卑弥呼が派遣した使節が魏の都に至った景初三(239)年には陳寿はまだ少年であったし、次の女王である壹與が西晋に使節を送った泰始二(266)年には30代の青年であった。邪馬台国が実際に存在していた時代に陳寿は現役の史家であり、従って、魏志倭人伝は同時代の史家によって書かれた。その意味で極めて信憑性の高い史書なのである。

それ故、陳寿の陥った間違いは後世を長く惑わすことともなった。陳寿の見た幻を後世の史家たちもまた歴史の愛好者たちも繰り返して見ることとなり、そうした間違いの繰り返しから免れなかったのである。

陳寿は日本列島が西から東に向かってのびていることに気づかなかった。陳寿は日本列島が九州から南方に向かってのびていると思い違えをしていた。無理はなかった。魏の植民都市である帯方郡から倭国に向かう記事は途中の九州北部から「南至投馬國」南に向かって進むからである。魏志倭人伝には倭国は「當在会稽東治之東」とあるが、会稽は揚子江の川口の辺りから南の地域であり今の上海や杭州や寧波に近いし、また東治(治は治の誤字)は福州とその周りである。倭国はその東にあると陳寿はいう。会稽の東に在る島といえば種子島や屋久島である。また福州の東にある島といえば沖縄本島である。陳寿は邪馬台国は九州の南に連なる種子島や屋久島やさらには奄美群島や琉球列島の島々に広がる国であると思い込んでいたわけである。要するに陳寿は琉球王国と邪馬台国を混同していたということである。

「南至投馬國」なぜ東でなくて南に進むのか。関門海峡を抜けてから、瀬戸内海を進めば舟は東に向かうが、豊後水道を進めば九州の東岸に沿って大分県の沖から宮崎県の沖を抜け

て鹿児島県沖にある種子島や屋久島に至る。これが陳寿の思い描いていた航路である。

「水行二十日」舟で二十日進むと「投馬國」に着くが更に「水行十日」舟で十日進むと「邪馬台國」に到着する。陸路を進むと三十日かかる。更に三十日かかるとすれば、邪馬台國は沖縄本島辺りに位置することとなるが、別路であるとすれば邪馬台國は奄美大島辺りにあることとなる。

陳寿の間違いがなかなか発見されなかったのには理由がある。魏志を書く際に陳寿が参考で用いた史書である魏略が早く散逸してしまったからである。

魏略は魚豢の著作である。魚豢は「ぎょかん」と読む。魚豢は洛陽の人で魏に仕官していた。魏略の成立時点はあまりはっきりしない。志田不動麿は『倭の女王』の中で唐の劉知幾が撰した史通に「魏の時京兆の魚豢が私に魏略を撰した。事は明帝にとどまる」とあるのを引いて、魏略は魏の明帝の時代まで書いてあった史書であると解している²⁾。明帝が崩じたのは魏の景初三(239)年のことであるが、蜀の延熙二(239)年に当たる年である。この年には親魏倭王である卑弥呼が使者を帯方郡に派遣し魏に朝貢を求めている。帯方郡の大守である劉夏は倭の使者を魏の都である洛陽に送り届けた。魚豢はこの使者の到来を知って使者が到来するまでの倭国の歴史を魏略に記録したと推定される。

既に失われた史書である魏略の逸文が出現したのは大正六(1917)年のことである。黑板勝美がこの年に太宰府の天満宮の宝物調査を行った際に翰苑という古書を発見した。翰苑は唐の張楚金の撰した史書であるが、内藤虎次郎の考証によれば三十巻本の史書である。

天満宮から発見された翰苑は第三十番目の巻と推算される。蕃夷部からなり匈奴から倭国を含め西域に至る漢族から見た異族の歴史を論じたもので、後に後叙が付されているのでおしまいの冊子と推算されるわけである。擁公叡により注が付されている。注は先行する史書からの引用である。魏略からの引用もそこに含まれている³⁾。

天満宮で発見された翰苑の書風は平安初期を下るものではなく、書写の年代が平安初期に遡ることは間違いない。鎌倉時代の人である菅原為長の著書であるという説が伝わっているが、これは菅原為長の旧蔵本であったために発生した後世の説であり、菅原為長の所属する高辻家から天満宮の大宮司である西高辻家へと伝世したものであろうと湖南こと内藤虎次郎は考証する。

こうして魏略の逸文が出現したわけである。帯方郡から伊都国や奴国への道筋の記事を見る限り陳寿が魏略を見ていることに疑いの余地はない。陳寿が魏略の記事に新たな記事を付け加えていることも明白である。

顔師古が漢書地理志に付した注に魏略の逸文があることは良く知られている。魏志の記事と対照して見よう。

倭 在帯方東南大海 中、依山島為国 。（魏略）

倭人在帯方東南大海之中、依山島為国邑。（魏志）

倭に人を加えて倭人とし、国に邑を加えて国邑とする。陳寿が魏略の記事を尊重してその全文を保全しながら、そこに自らの見解を追補していることは明白である。逆に魏志の本文に照らして魏略の本文を推定により復元することは無理であることも判明する。陳寿が加筆した箇所がどこであるか分からないからである。

さて魏略と魏志の記事には微妙な違いも見られる。次の箇所はとりわけ重大である。

帯方より女 国に至る万二千余里。(魏略)

郡より女王国に至る万二千余里。(魏志)

女国に王を加え女王国と書き変えたのは陳寿である。陳寿は帯方が郡であることを明示した上で女国を女王国と書き変えているのである。だがこの陳寿による書き換えは決定的であった。なぜならば魏略によれば女国とは狗奴国のことであり、親魏倭王であった卑弥呼の国ではないからである。魏略によれば帯方郡から伊都国に至る里数は一万五百余里である。伊都国は北部九州にあった。今の前原市の辺りにあった国である。

帯方郡⇒七千余里⇒拘邪韓国⇒千余里⇒対馬国⇒(千余里)⇒壱岐国⇒千余里⇒末盧国
⇒五百余里⇒伊都国

魏志によれば帯方郡から伊都国に至る里数は一万五百余里である。

帯方郡⇒七千余里⇒拘邪韓国⇒千余里⇒対馬国⇒千余里⇒壱岐国⇒千余里⇒末盧国⇒
五百余里⇒伊都国

魏略と魏志は帯方郡から伊都国に至る里数では完全に一致しているのである。

問題はそこから先である。魏略によれば、伊都国から女国とも呼ばれる狗奴国までが千五百余里となるのに対して、魏志によれば、伊都国から女王国までが千五百余里という計算になる。

伊都国 ⇒ 12,000 余里 - 10,500 余里 = 1,500 余里 ⇒ 女 国 (狗奴国)

伊都国 ⇒ 12,000 余里 - 10,500 余里 = 1,500 余里 ⇒ 女王国

この違いは大きい。なぜならば吉野ケ里の遺跡が発掘されて以来、前原付近にあった伊都国からちょうど千五百里ほど離れたところに吉野ケ里の遺跡があることは誰の目にも明白であったからである。壱岐国から唐津の辺りにあった末盧国を経て伊都国に至る距離と伊都国から鳥栖を通過して吉野ケ里の遺跡に至る距離はほぼ同じ位である。従って魏志によれば吉野ケ

里の遺跡が女王国ということになる。だが魏略によれば吉野ケ里の遺跡は狗奴国の都ということになる。

因に太平御覧の倭条に引く魏志にはこうある。

自帶方至女国万二千余里

また翰苑に引用する広志には次の様に見える。

百女国以北其戸数道里可得略載

百は自の誤字であろうから訂正するとこうなる。

自女国以北其戸数道里可得略載

(女国より以北はその戸数と道里を得て略載すべし)

女国よりも北というのは帶方郡から女国までの地域のことである。戸数と里数をおおよその数字で示すことのできる範囲は女国よりも北の地域であるというのである。里数を示す記事の到達点が女国であることは明白である。

更に紹興刊本の魏志にはこうある。

自女三國以北其戸數道里可得略載

おそらくは魏志の古本の面目を伝える箇所なのであろう。「女三國」とは女国すなわち狗奴国と伊都国と邪馬台国の三国を指すものであろう。流布本では「女三國」は「女王國」と書き換えられている。

女国とは狗奴国のことである。帶方郡から一万二千余里のところにあるのは女国つまり狗奴国であり、吉野ケ里の遺跡である。しかも魏略には狗奴国は女王の南にあると書いてある。

女王の南に又狗奴国あり。(魏略)

その南に狗奴国あり。(魏志)

逆に言えば狗奴国の北に女王がいるということである。吉野ケ里の遺跡が狗奴国の都であるとすれば女王のいるところはその北に当たる前原付近ということにならざるを得ない。

魏略と魏志では微妙であるが決定的な違いが認められる。

其の国の王皆王女に属す。(魏略)

世々王あるも皆女王国に統属す。(魏志)

魚豢が卑弥呼ははじめ年少の王女であったという事実を冷静に見つめていたのとは異なっており、陳寿は幻の邪馬台国を見ていたのである。魏略によれば卑弥呼は伊都国の王女であった。陳寿ももちろんそれに気づいていた。陳寿は魏略を読んでいるからである。陳寿が描いたのは成人してからの卑弥呼と卑弥呼の次の女王であった壹與の事績である。陳寿は魚豢の記録を追補することを企てていたわけである。壹與の時代に伊都国から邪馬台国へ遷都が実行された。これこそ陳寿が後世に伝えたかった新しい史実であり新しい発展であった。だが陳寿は南に向かったという記録に欺かれて、邪馬台国は南方に位置する国であるという幻を見てしまったのである。

日向がしとはどちらの方角なのか。日の昇る方角である。日の昇る方角とはどちらの方角なのか。宮殿が向いている方角である。中国では皇帝の宮殿は南中する太陽に向かって南向きに建造される。だが纏向では宮殿は日の出の方向である東に向かって建っている。東方日の出を神秘と捉える日本列島における審美感覚と世界の頂点に立つ中国の皇帝の地位にまつわる権威感覚とは異なっていたのであり、誤解は不可避であった。

第一章 陳寿の見た幻

陳寿は幻を見た。今の博多にあった奴国ないしその隣にあった不弥国から邪馬台国に至る行路の記録を見ると魏志倭人伝には「南投馬国に至る水行二十日」と書いてある。陳寿が見たもとの文書にも「南」とははっきりと書かれていたことは明白である。更に「南邪馬台国に至る。女王の都する所。水行十日陸行一月」と続く。更に南に向かって航路が進むことは明らかである。

北部九州から出発して南に向かって舟で進むとすれば、まず関門海峡を通過して、豊後水道を南に向かって進むことになることは間違いない。九州と四国の間の海をたぶん九州の沿岸に沿ってゆっくりと進んで行く。やがて大分県の沖合いから宮崎県の沖合いに進み、鹿児島県の沖を抜けて種子島の辺りにまで進むこととなる。「水行二十日」でどの辺りまで進むことができるであろうか。高城修三が『大和は邪馬台国である』の中で延喜式を持ち出して平安京から太宰府までの標準日程が海路では三十日であったことを明らかにしている⁴⁾。

今博多を中心に京都までの直線距離と直角になる方向に直線を引いて見れば、京都に当たる場所はほぼ種子島の南方沖合となる。また博多から東京までの直線距離と直角になる方向へ直線を引いて見れば沖縄本島の東の沖合に当たる場所となる。「投馬国」が仮に鞆の浦であるとすれば、鞆の浦の位置は日南海岸辺りに移動することになる。もうすこし方向をおだやかに捉えれば、博多から難波までの距離は博多から種子島辺りまでの距離にほぼ当たることとなる。中間に位置する鞆の浦は日南海岸辺りに移動する。

陳寿は倭国から伝えられた奴国から投馬国を通過して邪馬台国に至る船旅の記録を日南海岸の沖合を通過して種子島辺りに向かう舟旅として理解し、邪馬台国は種子島辺りから南に広がる国であると把握したわけである。こうして邪馬台国は会稽から東冶にかけての緯度に当たる地域に広がっている国であり、会稽や東冶から見てその東に位置するという陳寿の見方が成立し、そうした記述が残されることとなった。会稽は今の上海や杭州に近い寧波の辺りから南の地域であろうし、東冶は福州の辺りである。更に儋耳と朱崖という、海南島にあった郡の風俗が倭国の風俗の引き合いに出されている。陳寿の見た幻の邪馬台国ははるか九州の南方に広がる、その風俗を見ると海南島を連想させる、海中の楽園であった。こうなると邪馬台国の本当の所在地は発見が不可能となる。陳寿がその心の中に思い浮かべた邪馬台国と本当の邪馬台国との位置関係は現在の日本列島の地図に照らせば九十度ずれたところに移動してしまっていたからである。陳寿は日本列島が中国の海岸線とほぼ平行して、北から南に向かって延びているという風に日本列島の位置と形を間違った形に思い描いていたわけである。

なぜ「南」と陳寿が歴史の史料として用いた文書には記録されていたのであろうか。これが「ひむがし」の誤訳であることは明白である。「ひむがしの 野にかぎろひの 立つみえて かへりみすれば 月かたぶきぬ」という柿本の人麻呂の歌を待つまでもなく、「ひむがし」が東を意味する大和言葉であることは良く知られている。もともとは日の向き日に向かう方向という意味の言葉であるが、日は朝は東から上り南に高く昇ったあと西に沈む。時によって日の向きは変わって行く。日の影を計って時刻を知る日時計があるのは日が天空を動くからである。時刻によって日の向きは変わる。とすれば「ひむがし」とはどちらの方向になるであろうか。

東方日の出を神秘と感じる審美感覚と太陽の南中を頂点と感じる権威感覚の間には架橋しがたい隔てが横たわっている。宮殿の向きが手掛かりになる。中国では皇帝の宮殿は南中する太陽に向かって南面する向きに建造される。だが纏向では宮殿は東向きに建てられる。「ひむがし」とは宮殿が向いている方向である。とすれば東に向かって遷都した倭国の使節の解説は、曲解されて南に向かって遷都したと誤訳されてしまったとしても怪しむべきことは何もない。日中関係に潜みわだかまる生命感覚の差異は実は深く大きいのである。

第二章 范曄の見た幻

范曄もまた幻を見た。だが范曄の見た幻は陳寿の見た幻とは中身がだいぶ異なっている。

范曄は狗奴国の位置を邪馬台国の南ではなくて邪馬台国の東に見つけてしまったのである。後漢書の撰者である范曄 (398-445) は南朝の宋の人であるが、後漢書にはこうある。

女王国より東、海を度ること千余里、狗奴国に至る。皆倭種なりといえども、女王に属せず。

范曄は陳寿の幻に従い、邪馬台国は九州の南方に広がる女王国であったと捉えていた。後漢書にはこうもある。

その地、おおむね会稽、東冶の東にあり。朱崖や儋耳と相近し。故にその法俗多く同じ。

会稽郡の東に当たる辺りに邪馬台国がある。それも東冶県の東の辺であろう。陳寿の見た幻は范曄の幻でもあった。それ故、中国の南方に位置する海南島にもほど近いから、海南島にあった朱崖や儋耳と法や風俗も良く似ている。

だが范曄は、北部九州にあった女王国が敵対する狗奴国の方向に遷都したとする陳寿の学説に深い疑惑を抱いた。また女王国が伊都国から千五百余里離れた地点つまり今の吉野ケ里の遺跡がある地域の辺りにあったという陳寿の記事を見て、ますます不審を深くしていったと推定される。

范曄の深い疑問に答えを与えたのは晋書太康十(289)年に見える「東夷絶遠三十余国・来獻」の記事である。范曄はこの記事を見て、魏志倭人伝に見える「今使訳通ずる所三十国」通訳の通ずる傍らの国々の新しい動きを伝える記事であると理解して、そうした国々からの使節団がこの年に朝貢に到来したことを伝えていると捉えた。その上で狗奴国を更にその南に位置する一つの強国として捉えたのである。范曄は、女王の南という魏略の記事から離れて、狗奴国を女王国の国境の東の外側に有る国から見て更にその南にある国と把握した。魏志に見える「女王の境界の尽くるところ」である。「其の南に狗奴国有り」。要するに邪馬台国という女王国より見て東側にある国と位置づけたわけである。

范曄の見るところでは女王国は北部九州から南に広がり中部や南部の九州を経て更に奄美群島や琉球列島にまで及ぶ大国であった。そこから「海を度ること千余里」のところに狗奴国はある。言い換えれば九州の東海岸から東に向かって海を渡って「千余里」のところにある。おそらくは四国のどこかに狗奴国があると把握したのである。「千余里」とは対馬から壱岐への距離であるし、また壱岐から唐津への距離でもあった。

范曄の見る倭国は北部九州から南に邪馬台国が広がり、その東側には瀬戸内海沿いに小国が並び、更にその南にある四国に狗奴国という強国のある倭人の国であった。

実際には晋書太康十(289)年に見える「東夷絶遠三十余国・来獻」の記事は崇神天皇という贈り名で知られる御真木入日子が西晋に派遣した使節団であった。范曄は御真木入日子のことを狗奴国の王であるとする思い違いを起こしてしまったのである。

また実際には卑弥呼に継ぐ倭国の女王であった壹與は伊都国から纏向へと遷都を実行し、纏向において長期政権を実現した。箸墓古墳はこの女王の墓である。ミマキイリヒコはこの女王の死後に政権を掌握して大王の座に登った武人王である。

東と南の転倒に范曄の見た幻の最大の特質がある。女王国が南に遷都したという陳寿の学説が正しいとすれば、狗奴国が女王国の南にある筈がない。とすれば狗奴国は女王国の東に

ある筈である。范曄の推理はあくまでも理詰めであった。「ひむがし」とはどの方角なのか。日中間には深い認識の差異が潜んでいたのである。

范曄は陳寿の見た幻にまやかされていたが、倭国に関係のありそうな別の史料にも十分な配慮を払っていた。范曄は史家として丁寧かつ入念であり、用心深かった。漢書地理志呉地の条から取った次の一文はその証拠である。

会稽の海外に、東鯤人あり。分かれて二十余国を為す。

会稽郡の東の海中に鯤人が住んでいて、二十余りの国を形成している。沖縄や奄美の島々が小国を形作っていることを范曄は見逃していない。鯤人とはウチナンチューのことである。沖縄に多い流渦紋を顔面に入れ墨している様子があるいはなまずのひげに見立てた名称であろうか。波照間島や与那国島や西表島や石垣島といった先島から屋久島や種子島に至る琉球列島弧の島々がそれぞれ小国を形成している。范曄の疑問は邪馬台国とこれらの島々の関係であった。何故ならば、邪馬台国が九州の南方に広がるとすると、鯤人の国々と重なってしまうのではないかという疑問が発生するからである。会稽郡や東冶県の東にあるのは南に遷都した女王国なのか、それとも鯤人つまり沖縄びとが分かれて建てた二十余国なのか。

范曄は陳寿の見た幻に一方では忠実でありながら、他方では別の史料を丹念に積み重ねる。陳寿が陥っていた邪馬台国と琉球王国との混同に対して、范曄は深々とした難問を提出しているのである。

范曄は続いて徐福伝説に言い及ぶ。秦の始皇帝をたばかって、数千人の男女の子供達と百工という技術者や職人たちを率いて五穀の種を持って海の彼方に消えてしまった徐市は、呉志孫権伝にいう「亶州」に止まって新しい国を建国した。今の済州島である。世代を重ねて数万家にまで発展している。徐市の国から普通の人々が会稽の市場に買い物に来ることかあるし、東冶県の人で海に出て台風に遭って漂流して「亶州」に至る者がいたと。

なぜ徐市の国から会稽郡に交易にやって来られるのか。それは今や明白である。「鼈波」という鯤人の根拠地が朝鮮半島の南端部に建造されていたからである。翰苑の三韓条の本文にはこうある⁵⁾。

境は鯤壑に連なり、地は鼈波に接す。

壑とはカクであり溝とか掘割のことである。あるいは谷や谷に掘った穴や岩屋の意味もある。大壑とは海のことであるから、ここでは壑とは海の谷である海峡のことであろう。

鼈とはゴウであり、おおがめやおおきいすっぽんのことである。また海中にいて蓬莱などの仙山を支える想像上の巨大なかめのことでもある。注に引く魏略にはこうある。

鯤壑の東、鯤人は海中の洲、鼈波に居る。俱に海にあり。

三韓の地と鼈波とはすぐ近くにあった。海峡を隔てて直ぐ近くのところにある。海峡沿いには岩屋もあり、岩屋から向こうは鯤人の居場所である。海峡は三韓から見れば東側にある。鼈波から見れば西側にあるということである。鼈波の西側の海峡を境として沖繩びとの根拠地があった。もしかすると南海島か巨済島のことであるのかも知れない。あるいはもう少し小さな島々のこと、例えば釜山沖の影島などが候補地であろうか。海峡の東側に沖繩びとがいる。もしかすると周囲を海に囲まれた南海島や巨済島は沖繩びとの根拠地であり、いわば一種の出島であったのではないか。海峡を隔て岩屋を境とする根拠地の島に、沖繩びとは鼈波つまり大うみがめのなぎさ即ち波打ち際という名称を与えたものであろう。

徐市の子々孫々は鯤人の操る船に乗ってはるか遠方の会稽の地にまで進出したのであろうし、また漂流者の情報も鯤人によって東冶県にもたらされたものであろう。漂流者自身も故郷に帰り着くことができたのかも知れない。南海島や巨済島からならば、済州島の東を通過して五島列島や甌島を経て屋久島の西を抜け、奄美群島から琉球列島に沿って進み、先島から尖閣諸島ないしは台湾北部の沖合を経て会稽郡の海岸線に漕ぎ着けることも十分に可能である。徐市の一行は後に鼈波に移ってそこに扶桑国を建設した模様である。

鼈波はあるいは南海島や巨済島とは別の島であったのかも知れない。

ともあれ魏略は簡潔かつ正確な史書であったことが分かる。魏略から再出発することがそれ故に必要な不可欠である。

第三章 魏略からの再出発

では魏略の本文を確定する仕事に取り掛かろう。

まず魏略の本文を翰苑から引用する⁶⁾。

魏略曰、

従帯方至倭、循海岸水行、曆韓國到拘耶韓國七十余里、始度一海、千餘里至對馬國、其大官曰卑拘、副曰卑奴、無良田、南北布耀、南度海至一支國、置官至對同、地方三百里、又度海千餘里、至末盧國、人善捕魚、能浮没水取之、東南五東里、至伊都國、戸万餘、置曰爾支、副曰洩溪觚・柄渠觚、其國王皆屬王女也。

うち誤字の疑いの濃い文字だけを括弧で囲う。

従帯方至倭、循海岸水行、(曆) 韓國到拘耶韓國七(十) 餘里、始度一海、千餘里至對馬國、其大官曰卑拘、副曰卑奴、無良田、南北(布) 耀、南度海至一支國、置官至對同、地方三百里、又度海千餘里、至末盧國、人善捕魚、能浮没水取之、東南五(東)

里、至伊都國、戸万餘、置曰爾支、副曰洩溪觚・柄渠觚、其國王皆屬王女也。

次に誤字の疑いの濃い文字を抜いて□で示し又脱字を□で示す。

従帶方至倭、循海岸水行、□韓國到拘耶韓國七□餘里、始度一海、千餘里至對馬國、其大官曰卑拘、副曰卑奴、無良田、南北□耀、南度海至一支國、置官至對同、地方三百里、又度海千餘里、至末盧國、人善捕魚、能浮没水取之、東南五□里、至伊都國、戸万餘、置□曰爾支、副曰洩溪觚・柄渠觚、其國王皆屬王女也。

こうすると魏略の本文が一部の文字が抜けた形で復元される。続いて□の中に入る文字を（ ）で示す。

従帶方至倭、循海岸水行、(歴) 韓國到拘耶韓國七(千) 餘里、始度一海、千餘里至對馬國、其大官曰卑拘、副曰卑奴、無良田、南北(市) 耀、南度海至一支國、置官至對同、地方三百里、又度海千餘里、至末盧國、人善捕魚、能浮没水取之、東南五(百) 里、至伊都國、戸万餘、置(官) 曰爾支、副曰洩溪觚・柄渠觚、其國王皆屬王女也。

これで魏略逸文の本文を確定する第一の仕事が終わった。

もう一カ所の魏略の本文を翰苑から引用する⁷⁾。

魏略曰

女王之南、又有狗奴國、女男子為王、其官曰拘右智卑狗、不屬女王、自帶方至女國万二千餘里、其俗男子皆點而文、聞其舊語、自謂太伯之後、昔夏后小康之子、封於會稽、斷髮文身、以避蛟龍之吾、今倭人亦文身、以厭水害也

うち誤字の疑いの濃い文字だけを括弧で囲う。

女王之南、又有狗奴國、女男子為王、其官曰拘右智卑狗、不屬女王、自帶方至女國万二千餘里、其俗男子皆點而文、聞其舊語、自謂太伯之後、昔夏后小康之子、封於會稽、斷髮文身、以避蛟龍之(吾)、今倭人亦文身、以厭水害也

次に誤字の疑いの濃い文字を抜いて□で示し又脱字を□で示す。

女王之南、又有狗奴國、女男子為王、其官曰拘右智卑狗、不屬女王、自帶方至女國万二千餘里、其俗男子皆點而文、聞其舊語、自謂太伯之後、昔夏后小康之子、封於會

稽、断髮文身、以避蛟龍之□、今倭人亦文身、以厭水害也

こうすると魏略の本文が一部の文字が抜けた形で復元される。続いて□の中に入る文字を()で示す。

女王之南、又有狗奴國、女男子為王、其官曰拘右智卑狗、不屬女王、自帶方至女國
万二千餘里、其俗男子皆點而文、聞其舊語、自謂太伯之後、昔夏后小康之子、封於會
稽、断髮文身、以避蛟龍之(害)、今倭人亦文身、以厭水害也

これで魏略逸文の本文を確定する第二の仕事が終わった。

第四章 魏志倭人伝の虚妄と真実

魏略と魏志の記事が大きく異なる箇所を拾いだし、対照して見よう。

東南五(百)里、至伊都國、戸万餘、置(官)曰爾支、副曰洩溪觚・柄渠觚、
其国王皆屬王女。(魏略)

東南陸行五百里、到伊都國、官曰爾支、副曰泄謨觚・柄渠觚、有千餘戸、
世有王皆統屬女王国。(魏志)

魏略では卑弥呼は王女とされている。文脈からして明らかに伊都国の王女である。

ところが魏志では卑弥呼は女王とされている。魏に使者を派遣した時代の卑弥呼はもはや成熟した女王なのである。

また魏略では伊都国の戸数は万余を数えている。明帝の時代までは伊都国は人口が万余戸を数える一大都市であった。ところが陳寿が倭人条を書いた時分には伊都国の人口は千余戸に減少している。十分の一に人口が減少するとは、一体いかなる事件が発生したからであるか。それが遷都であることは見やすい。

魏略では狗奴国には「女男子為王」女の王とその男子の王がいたことが判明する。魏志では男子の王だけになっている。王の母親が死去したからであろう。魏志では狗奴國王のことを卑弥弓呼と呼んでいるが、これは卑弥弓の男子という意味の言葉である。狗奴国にも卑弥弓がいたが、狗奴国の卑弥弓には夫がおり男子もいたということである。

また魏略では帯方郡から女国つまり狗奴国までの距離が一万二千余里とされている。ところが魏志では帯方郡から女王国までの距離が一万二千余里とされている。女国とは梁書扶桑伝の続きによれば中部九州の有明海の沿岸にあった隼人の国であった⁸⁾。

こうして見れば、吉野ヶ里の遺跡が狗奴国の都であることは確実である。女王の南に狗奴

国が有るのだとすれば、親魏倭王であった卑弥呼がその北に住んでいたことも確実である。吉野ケ里の遺跡から北に向かうと背振り山地を越えて前原に到着する。前原はいにしえに伊都国のあった土地である。卑弥呼は幼くして王となった伊都国の王女であった。この王女に対馬国や壱岐国や末盧国や奴国の王たちが「其國王皆屬王女」従属していたのである。伊都国の王もまた王女に従属する。国家連合体が北部九州に形成されており、伊都国の王女がそこに君臨していたということである。

だが陳寿は狗奴国の位置を密かに女王国の内部に移動させてしまう。「其の南に狗奴國有り」奴国の南という意味であるが、ここでの奴国と今の博多にあった奴国とが同一なのかあるいはそうではなくて別の国なのかは陳寿の叙述からははっきりしない。この内部移動に合わせて女国を女王国に変えてしまう。こうすると伊都国からほぼ千五百余里の距離にある吉野ケ里の遺跡は女王国の都ということになる。おそらく陳寿は女王国に従わない狗奴国の男王を「卑弥弓呼」つまり卑弥呼の実の子と捉え、卑弥呼と狗奴国王の敵対の状況を母親に反抗する息子が反乱を起こしたものと捉えたものであろう。こうすると反乱地域ではあれ、狗奴国は女王国の内部にあることになる。こうした歴史認識に沿って陳寿は女国を女王国と読み替えたものと推定される。

だがこうした読み替えを行うと、狗奴国が親魏倭王である卑弥呼の支配に従属しない中部九州に存する独立国であることが完全に見失われてしまう。狗奴国こそ火の国であった。卑弥呼の国は海上の王国であったのに対して火の国は海と陸に跨がる王国であった。吉野ケ里の遺跡は火の国の都であり、北部九州からは完全に独立した別の国が中部九州に存在していたという歴史的な事実の確証であるが、火の国という独立国がかってあったという決定的な史実を陳寿はあいまいに覆い隠してしまったのである。こうした読み替えが女王国は南に向かって遷都したとする陳寿の理解に対応するものであることは見やすい。女王国が南に遷都できるのは狗奴国が実は女王国の一部であるからである。

女王国は実は南に向かって遷都したという陳寿の抱いた幻にも拘わらず、南を東に補正すれば陳寿の記述はにわかにも精彩を放ち出す。細部の豊饒さでは魏志倭人伝は群を抜いて優れた史書であるからである。強力な火の国や強大な魏帝国の圧力を前に女王国は東に遷都する決断を下す。次の女王である壹與の時代の出来事である。伊都国から纏向へと巨大な遷都が実行される。遷都の前には万余戸を数えた伊都国の人口は遷都の後には千余戸に激減する。邪馬台国とは三輪山の麓にある山跡である纏向のことである。邪馬台国に都を置いた女王は卑弥呼ではなくて壹與である。陳寿が魏志倭人伝を書き上げた時分には、既に遷都はとっくの昔に実行されており、陳寿は邪馬台国の女王が壹與であることを知悉していたと推定される。

古事記や日本書紀にはヤマトトモソヒメが登場する。父王はフトニ王であり、母親はオオヤマトクニアレヒメである。大ヤマトとは大和盆地のことである。拡大した纏向を拠点として大和盆地に対する支配と統合が実行された。ヤマトトモソヒメとは卑弥呼の次の女王

であった壹與のことである。箸墓古墳はこうした強大な上代王権がその威力を発揮して建造した巨大な記念物なのである。

第五章 卑弥呼と日本書紀

日本書紀は日本で最初に書かれた正式な歴史書である。養老四(720)年に完成している。日本書紀の編者たちが魏志倭人伝を知っていたことは間違いない。それでは卑弥呼とは何者なのか。日本書紀に登場する数多くの神々や人物のうち誰が卑弥呼なのか。日本書紀の編者の解答は極めて用心深いものであった。卑弥呼は神功皇后と同時代の人である。だが神功皇后という贈り名を贈られたオキナガタラシヒメと卑弥呼は同一の人物なのか。それとも別人なのか。この問いに対しては日本書紀の編者は拙速な断定を避けている。日本書紀には魏志倭人伝から引用した箇所がある。神功皇后紀の三十九年条と四十年条と四十三年条に魏志倭人伝からの引用が掲げられている。また六十六年条には晋の起居注が引用されている。起居注とは皇帝の日常の生活の記録である。

今、神功皇后紀の本文を注と共に引用する。

卅九年。是年太歳己未。

魏志云。明帝景初三年六月、倭女王遣大夫難斗米等、詣郡、求詣天子朝獻。大守鄧夏遣吏將送詣京都也。

卅年。魏志云。正始元年、遣建忠校尉梯携等、奉詔書印綬、詣倭國也。

卅三年。魏志云。正始四年、倭王復遣使大夫伊聲者掖耶約等八人上獻。

六十六年。

是年、晉武帝泰初二年。晉起居注云、武帝泰初二年十月、倭女王遣重譯貢獻。

本文には「是年、太歳己未」という干支で太歳を示す記事があるだけで、あとは本文はなく注だけが掲げられている。太歳というのはもともとは木星のそっくりさん、つまり天空における鏡像に当たる架空の天象であったが、やがて年々を干支で表す工夫となった。神功皇后の三十九年己未の年であれば、翌年である神功皇后の四十年は庚申の年となる。十干と十二支をひとつずつ動かして年々を示す工夫である。

注は魏志倭人伝および晋の起居注からの引用とその要約である。泰初二年は泰始二(266)年の誤りであるとか、多少の誤字を含み、また省略があるが、ほぼ正確な引用である。だが注に引く魏志倭人伝に登場する倭女王や倭王が誰であるかについては日本書紀は沈黙を守っている。神功皇后と倭王や倭女王が同一人物なのか、あるいは別人物であるのかについては、後世に判断を委ねているわけである。

実際には卑弥呼と神功皇后は別人である。そもそも同時代の人物ではない。また泰始二年に晋の武帝に使節を派遣した倭女王は卑弥呼ではなくて次の女王である壹與である。この時

に重訳とあって、通訳が重なる、つまり二重に通訳が行われたことが示されている。「ひむがし」が誤訳されてしまったのはこうした二重の通訳の結末であったに違いない。東に向かって遷都したと伝えたのに、南に向かって遷都したに誤訳されてしまったわけである。

日本書紀の編者が卑弥呼とオキナガタラシヒメを同時代の人物と判断した根拠に目を向けて置こう。神功皇后紀には実は三種類の紀年が用いられている。実年代を示す実際に用いられた紀年のほかに神功皇后紀年と百済王暦を 120 年前に遡らせた虚構の紀年が併用されている。神功皇后紀年とは古事記の崩年干支の一部に用いられた紀年であるが、これは神功皇后の摂政元年を甲子年とする干支年を用いて歴代の天皇の在位年数を表す工夫であり、暦の長さが実際より二倍に伸びる仕掛けになるものである。その結果、オキナガタラシヒメは実際には 364 年頃に倭国を支配した女王であったが、その活動年月は 120 年前に繰り上がってしまい、卑弥呼と同時代の人物と日本書紀では位置づけられることになった⁹⁾。

次に倭国の王暦を掲げて置く(表 1)。こうすれば、日本書紀の記事が実際よりも遡った年月に吊り上げられて貼り付けられている様子が明白になるからである。倭国ではイリ王朝とワケ王朝と新王朝という三つの王朝が交代したことは良く知られた史実である。尤も先王の姫君を後に迎えてその子供がまた王になっているので、女系の系譜まで勘定に入れば、王統は連続と繋がっていることもまた確かである。数字の終わりに付いている春と秋は、春の半年を春年として、秋の半年を秋年として数える春秋暦による年を示す¹⁰⁾。

実年代と日本書紀の紀年を比べると、昔に遡れば遡るほど実年代よりも日本書紀の紀年の方が古くなる。つまり過去に向かって遡っている有り様が明らかになる。例えばオキナガタラシヒメの死去年は実年代では西暦でいえば 368 年の春であるが、日本書紀の紀年では西暦の 269 年に当たる年に崩御したことになる。はるか昔に遡っていることは明らかである。

ずっと後世の人なのに神功皇后が卑弥呼や壹與と同時代の人物にされてしまっていることも明白となる。

邪馬台国論争がなかなか解決に向かわないのにはいくつかの理由があるが、ひとつには日本書紀の紀年が実年代から大幅に隔たっているため、古事記や日本書紀に登場する人物について誰がいつ頃に活躍した人物であるのか不明になってしまっていたことが挙げられる。倭国の王暦が復元されれば、こうした問題に解決の曙光が射すこととなる。例えば壹與女王の死去したのちにミマキイリヒコが武人王として政権を掌握したことが推定されるし、それが 285 春年であったことも明らかになる。伊都国の王女が纏向に遷都して倭国の王権を確立したという史実もまた日を見るよりも明らかとなる。

壹與女王は 235 年に生まれ、248 年に 13 才で女王となり、285 年に 50 才で死去した計算になる。

表1

イリ王朝	実年代	日本書紀紀年 (西暦換算)
ミマキイリヒコ	285 春 ~ 318 秋	甲申~辛卯 (BC30)
イクメイリヒコ	319 春 ~ 335 秋	壬辰~庚午 (AD70)
イニシキイリヒコ	335 秋 ~ 365 春	辛未~庚午 (130)
イホキイリヒコ	365 秋 ~ 367 秋	辛未~庚午 (190)
ワケ王朝		
オキナガタラシヒメ	364 秋 ~ 368 春	~己丑 (269)
オシロワケ	368 春 ~ 388 春	庚寅 (270)
ホムダワケ	388 秋 ~ 407 春	~庚午 (310)
オオサザキ	410 秋 ~ 434 秋	癸酉~己亥 (399)
イザホワケ	434 秋 ~ 436 秋	庚子~乙巳 (405)
ミズハワケ	437 春 ~ 439 春	丙午~庚戌 (410)
ヲアサズマ	439 秋 ~ 460 春	壬子~癸巳 (453)
アナホ	461 ~ 462	甲午~丙申 (456)
ワカタケル	462 ~ 484	丁酉~己未 (479)
シラカ	485 ~ 489	庚申~甲子 (484)
イハスワケ	489 ~ 491	乙丑~丁卯 (487)
オケ	491 ~ 501	戊辰~戊寅 (498)
ワカサザキ	501 ~ 508	己卯~丙戌 (506)
新王朝		
(継体) ヲホド	510 ~ 534	丁亥~辛亥 (531)
(安閑) ヒロクニオシタケ	535 ~ 536	甲寅~乙卯 (535)
(宣化) タケオヒロクニ	537 ~ 540	丙辰~己未 (539)
(欽明) アメクニオシハラキ	541 ~ 572	庚申~辛卯 (571)
(敏達) フトタマシキ	572 ~ 585	壬辰~乙巳 (585)
(用明) トヨヒ	586 ~ 588	丙午~丁未 (587)
(崇峻) ハツセベノワカサザキ	589 ~ 592	戊申~壬子 (592)
(推古) トヨミケカシキヤヒメ	593 ~ 628	癸丑~戊子 (628)

第六章 江戸時代の邪馬台国論争

いよいよ邪馬台国論争に取り掛かろう。

卑弥呼が都を置いた邪馬台国とはどこにあった国か。これが問題である。

それはヤマトの国である。邪馬台はヤマトと読む。これが松下見林の答えである。

卑弥呼は、神功皇后の御名、氣長足姫尊、かれ訛りて然か云ふ。

松下見林は卑弥呼という名前はオキナガタラシヒメノミコトという神功皇后の名前が訛ったものであると解する。『異称日本伝』¹¹⁾の後漢書への注釈を見ると松下見林は、卑弥呼は神功皇后であると二人が同一人物であることを前提した上で、范曄は後漢書においては陳寿が魏志倭人伝において陥った間違いを繰り返しているとその誤りが陳寿に遡ることを指弾する。松下見林は陳寿の間違いに言い及んでいく。

妖を以て衆を惑はすとは神を慢るなり。寿曄豈に我が国は是神国なるを知らんや。況んや神功皇后の神霊、天神地祇之を助けて以て三韓を得。凡夫私智の窺い測る所にあらず。

松下見林は陳寿や范曄には倭国が神の国であることが分からないから、神功皇后の三韓征伐には天神地祇の助力があったことなどわかるはずがないと突き放している。松下見林にとっては日本書紀の記事はそのまま真実であるから、そうした記事に合わないで、内容に食い違いがある箇所の記事は陳寿や范曄の誤りであることは明白であった。

魏志倭人伝への注においても日本書紀の記事と魏志倭人伝の記事を対照し、その差異を見定めて行く。例えば卑弥呼の冢は「径百余歩」とあるが、この記事はおおむね正しいと判定している。まず延喜式の諸陵式を見て神功皇后の陵墓が大和国添下郡にある狭城盾列池上陵であることを確認する。その上で陵墓の広さは「東西二町」「南北二町」であると調べだし、一町が六十歩であるとすれば二町四方では百二十歩平方になるから「径百余歩」という魏志倭人伝の記事とおおよそでは同じ位の広さの墓となることを確認している。

これに対して殉葬についてはそんな筈はないとその事実を否定する。魏志倭人伝には卑弥呼の死に際して殉葬するものが「奴婢百余人」とあるが、松下見林によればこの記事は明らかかな誤りである。なぜならば垂仁天皇の時に殉葬は禁止されているからである。それより後の時代の人物である神功皇后の時に殉葬が行われたという記事が間違いであることは余りにも明白である。日本書紀にも類聚三代格にも禁止の記録が書き留めてあるから、殉葬が禁止されていたことに間違いはない。

松下見林は日本書紀の記事は正しいという前提に立ち、日本書紀の記事に反する魏志倭人伝の記事を間違いであると断罪する。松下見林は日本書紀の紀年に全幅の信頼を置いてお

り、それ故、日本書紀の記事と魏志倭人伝の記事が食い違う箇所については魏志倭人伝の方が間違いであることを何の疑いも挟まずに主張しているわけである。

また卑弥呼の宗女である壹與が次に女王に立ったという記事は根も葉も無い無稽のことでありと全面的に否定する。神功皇后には皇女はいないし、崩御の後に皇太子であるホムダワケが即位して応神天皇になったと日本書紀が伝えているからである。

松下見林の見解は魏志倭人伝には間違いが多いというものであった。

これに対して魏に使者を派遣した卑弥呼は神功皇后ではないと本居宣長は主張する。邪馬台国の女王は神功皇后であるが、まことの姫尊つまり邪馬台国の女王である神功皇后が魏に朝貢する筈がない。魏に使者を派遣したのは神功皇后とは異なる別の人物である。

とすればそれは誰か。熊襲などの類いなるものが、神功皇后の名前である姫尊を騙らってその使節であると偽って公式の使節ではない私の使いを派遣したものであろうと。『馭戎概言』において本居宣長は自説を展開する。魏に使者を派遣した女王はヤマトの国の女王ではあり得ない。

倭国の女王の姫尊という名前を勝手に用いた女王が九州にいたと本居宣長は考えたわけである。本居宣長は魏志倭人伝に見られる魏の使節の倭国への行程に関する記事に見られる無理や矛盾に自説の論拠を求めている。既に新井白石が比定したように対馬国は対馬の国であるし、一支国は壱岐国である。これは動かない。また末盧国は肥前国の松浦郡に、伊都国は筑前国怡土郡に比定される。帯方郡から伊都国までの距離は一万五百余里となるが、女王国までは一万二千余里ということであるから、女王国は伊都国から千五百余里のところにおかしい。とすればそれは九州の内部ではあるまいか。「水行二十日」とか「水行十日」という日数記事が瀬戸内海を通過して大和へ進む記録であるとする途中から陸路を取って「陸行一月」もかかるというのはどう考えてもおかしい。西国から大和に上るときには船で難波の津まですすむのが定まりであったし、吉備のあたりから陸路を取っても大和の国まで一月もかかることにはならないからである。「陸行一月」は不審である。

やはり女王国は九州の内部にあった筈である。

ここに本居宣長は熊襲の女王の居所を見だし、筑後国の山門郡あたりの女酋が借越にも姫尊の名前を勝手に使って魏に使節を派遣したと解した。邪馬台国はヤマトの国であり邪馬台国の女王はまことの姫尊である神功皇后である。これは当然である。だが魏に使節を派遣した女王は姫尊の名前を無断で使っているだけで、別に邪馬台国の女王でも何でもない。

本居宣長の説は熊襲偽借説と呼ぶことができる。熊襲の女王などが偽って借越にも倭国の女王の名を偏らって魏に使節を派遣したというのである。本居宣長はこう推理する。邪馬台国とは別に九州にも女王国がある。これでは倭の女王がふたりいることになる。これはおかしい話である。これはまことの姫尊とその偽物がいた証拠である。まことの姫尊が魏に朝貢する筈がない。魏に使節を派遣したのは偽物の女王である。本居宣長はこう推理したわけである。

松下見林にせよ本居宣長にせよ日本書紀の記事は正しいとする。卑弥呼と神功皇后が同時代の人物であるとする日本書紀の立場をそのまま受け入れているわけである。これに対して明治維新の後には、神功皇后と卑弥呼は同時代の人ではないと考え、同時代の人物であるとする日本書紀の紀年に疑いを挟み、それを批判する動きが活発になる。それに連れて邪馬台国論争も新たな段階に突入することになる。まことの姫尊である神功皇后がずっと後の世の女王であるとするれば、熊襲の卑弥呼は誰の名前を騙らったのか。こうして熊襲の女王である卑弥呼の国が邪馬台国であるという新しい見方が広まってくる。邪馬台国は九州にあったとする九州説の登場である。

第七章 邪馬台国論争 その一

女王卑弥呼が都を置いた邪馬台国は九州にあった。これが邪馬台国九州説である。

九州説の雄は白鳥庫吉である。白鳥庫吉は明治四十三年に「倭女王卑弥呼考」を発表して、卑弥呼問題の困難な点は「魏の帯方郡より女王の都邪馬臺に至る道程の解釈に存する」と問題の核心が帯方郡から邪馬台国に至る道筋とその里数や日数の算定にあることを確定している。帯方郡より女王国までは一万二千余里である。その里数のうち一万七百余里は不弥国までに既に使ってしまったから、残りは千三百余里しかない。伊都国からなら残りは千五百余里であるし、奴国からなら残りは千四百余里である。どのみち九州の内部にしか到達できないことは明らかである。それもそう遠くには行けない。「女王国が大和にあらずして、九州の地域にあるべきは、亦論を待たず」と白鳥庫吉は言い切っている¹²⁾。

白鳥庫吉はまだ翰苑の引く魏略の逸文に触れてはいなかったのである。なぜ邪馬台国に行くためには「水行二十日」の先に「水行十日」をかけて進み、更に「陸行一月」もかかるのか。そうしたはるか遠方にある邪馬台国のほかに、どうして直ぐ近くにも女王国があるのか。陳寿が女国を女王国と書き直したとは。白鳥庫吉には想像だに出来なかったに違いない。ともあれ九州内部に女王国があることは陳寿の記事に照らす限り間違いはない。とすれば遠方への日程記事は何らかの誤りに陥ったものであろう。白鳥庫吉は「陸行一月」は「陸行一日」の誤りとしたが、「水行二十日」や「水行十日」については説明に窮している。白鳥庫吉は狗奴国を女王国と取り違え、そこが邪馬台国であると思込んでしまったのである。肥後国のあたりに邪馬台国があった筈である。これが白鳥庫吉の到達した結論であった。この九州説は吉野ヶ里の遺跡の発見により再び鼓舞されることとなった。吉野ヶ里の遺跡が陳寿のいう女王国の遺跡であることにまず間違いはないからである。

だが吉野ヶ里の遺跡が邪馬台国であるとするれば、「水行二十日」はどう説明されるのか。

狗奴国という独立国が中部九州にあった。これがまことの九州説である。狗奴国とは熊襲の国という意味の名前である。本当の名前は火の国である。肥前や肥後からなる肥の国のほんとうの名前は火の国である。火の国は不知火や阿蘇や雲仙や霧島や桜島の火やそして南国の情熱の火に満ち満ちた国なのである。

白鳥庫吉には陳寿が幻を見ていたという史実が見て取れなかったのである。

女王卑弥呼が都を置いた邪馬台国は大和にあった。これが邪馬台国大和説である。もともと邪馬台国の邪馬台はヤマトと読む名称である。ところが邪馬台国大和説がわざわざ唱えられる。これは邪馬台国九州説が極めて有力になった時点で巻き返しをはかる為に唱えられた学説であるからである。

大和説の雄は内藤虎次郎である。東京帝大の白鳥庫吉に対抗して京都帝大の内藤虎次郎が邪馬台国論争に参加した結果、論争は学閥抗争の色彩を伴いながら、複雑な経路をたどることとなる。内藤虎次郎は「卑弥呼考」¹³⁾において、魏志倭人伝には「邪馬壹」とあるが「梁書、北史、隋書皆臺に作り」と文献批判を展開し、「邪馬壹」は間違いで「邪馬臺」が正しいと論じている。また北史が「邪摩堆」を「邪馬臺」と見ていることから隋の時代には大和を邪馬台と見なしていたと論じている。

内藤虎次郎の大和説の鍵は古事記の崩年干支のうち崇神天皇の崩年干支である戊寅の年を普通は西暦の318年に比定するのに対してそれより60年遡った西暦の258年に比定するところにある。こうすると崇神天皇ことミマキイリヒコは卑弥呼と同時代の人物に早変わりするからである。ミマキイリヒコの周りにいた巫女のうち卑弥呼に当たる人物は誰か。それは倭姫命である。また南に進むという記事については「支那の古書が…方向の混雑を生ずることも珍しからず」と方向については東に進むの間違いであろうと軽く受け止めている。

内藤虎次郎の唱えた邪馬台国大和説は日程記事の説明には力を発揮し、「南」ではなく「東」に向かって「水行二十日」で投馬国という瀬戸内海のどこかに到達して、そこから「水行十日」で大和に至ることをうまく説明する学説であった。だが「陸行一月」についてはなかなかまい説明が付かなかった。投馬国から別路を陸上にとれば「一月」かかるということであるが、鞆の浦あたりからでは大和まで普通十五日くらいしかかからないので、周防国の玉祖郷に投馬国を比定するという無理を重ねることとなった。

もっとも陳寿は水行三十日に加えて陸行一月と計算して、大和から更に東海道を三十日かけて東京辺りまで行くのと同様な日程を立てて南に進むと邪馬台国に達すると考えた模様である。その場合には邪馬台国は会稽郡の東冶県の東の辺りに位置するという計算になる。沖縄本島の東の沖合辺りに達するものと計算される。

内藤虎次郎の唱えた大和説の難点は、古事記にも日本書紀にも魏志倭人伝に見える記事が見当たらないところにある。要するにミマキイリヒコの崩年干支はやはり西暦の318年のものであるから、ミマキイリヒコを卑弥呼と同時代の人であると想定することには無理がある。卑弥呼とミマキイリヒコの間には次の女王である壹與の時代が挟まることとなる。

もし邪馬台国に都を置いた女王が卑弥呼ではなくて次の女王である壹與であるとすれば、大和説は完全に復活する。邪馬台国とは纏向のことであり、次の女王である壹與とは箸墓古墳に眠るヤマトトヒモソヒメの命であるからである。

第八章 邪馬台国論争 その二

第二次大戦の後における邪馬台国九州説の雄は井上光貞である。井上光貞は白鳥庫吉より引き継いだ邪馬台国九州説に立ちながら、九州説の不備であった邪馬台国と日本古代史との関係という難問に立ち向かい、新たな知見を打ち出した。ハツクニシラシシミマキノスメラミコトの発見である。崇神天皇という贈り名で知られるこの武人こそ大和王権の始祖王である。これが井上光貞の新機軸であった。古事記や日本書紀を紐解くと、カムヤマトイワレヒコという最初のスメラミコトが登場するが、ミマキイリヒコもまたハツクニシラススメラミコトである。どうして初めて倭国を治めた最初のスメラミコトが二人いるのか。井上光貞の答えは明白である。カムヤマトイワレヒコの方は神話伝説の登場人物である。これに対して実在の最初の大王がミマキイリヒコである。実際、古事記にせよ日本書紀にせよ旧辞とよばれる大王の物語はミマキイリヒコから始まる。その前は大王たちの系譜関係と治世年数と陵墓の場所を示す帝紀と呼ばれる記事しかない。これは実在する最初の大王がミマキイリヒコである証拠である。それでは大和王権の始祖王であるミマキイリヒコはどこからやって来たのか。イリヒコという名前にはっきりとその出身が示されている。畿内に外からそれも九州からやって来て畿内を平定した武人王である¹⁴⁾。九州ではミマキイリヒコは何をしていたのか。邪馬台国を滅ぼした武人がミマキイリヒコである。こうして邪馬台国九州説とその後の日本古代史が繋がることとなる。ミマキイリヒコがその結び目に立つ。まず九州にあった邪馬台国を平定し、その勢いで畿内をも平定する。ミマキイリヒコとタケハニヤス王の権力闘争が古事記に克明に伝えられている。

武力による畿内平定の証拠である。

邪馬台国の消滅と大和王権の成立を巧みにまとめ上げる井上光貞の提唱する邪馬台国九州説は一世を風靡することとなった。津田左右吉が強調した文献批判の積み重ねによる文書学としての歴史学が花開いた瞬間である。

井上光貞の提唱する邪馬台国九州説に伴う難点を点検して置こう。ミマキイリヒコが九州という外部から畿内に侵入する以前の畿内の状況には何の説明もない。帝紀が伝わるということは地域王権が一応成立していたことを示すのではないのか。また日本書紀に伝わる旧辞の中にはミマキイリヒコに先行する人物が登場する箇所がある。例えばヤマトトヒモモノヒメはその典型例である。箸墓古墳に眠るとされるこの謎の巫女王は一体何者なのか。歴史の中に実在する人物なのか。それとも神話伝説の登場人物なのか。

箸墓古墳は巨大である。ミマキイリヒコではなくて箸墓古墳に眠る巫女王こそ大和王権の始祖王なのではあるまいか。畿内に外部すなわち九州からやって来てそこを平定したのはミマキイリヒコではなくてこの巫女王ではないのか。もとは伊都国の王女である壹與という女王が遷都して纏向に渡来してそこを平定して始祖王になったのではないのだろうか。

遷都は陳寿がそう理解していた様に南に向かって実行されたのではなくて、東に向かい纏向に到着したのである。邪馬台国とは纏向のことである。纏向遺跡の領域が急速に拡大する

という事実が報告されている。纏向という古代都市の自発的かつ内在的な発展としてはとても説明できない急激な拡大が発生している。九州から大量の渡来者がやって来たから急速な拡大が発生したのではないのか。箸墓古墳は巨大であるが纏向遺跡のはずれの辺りに建造されている。これは箸墓古墳に眠る者が後から纏向に到来した新参者であったから生じた事態なのではないのか¹⁵⁾。

白鳥庫吉や津田左右吉とおなじ様に井上光貞もまた陳寿が女国を女王国に書き直したという決定的な事実気づいてはいなかったのである。

さて井上光貞の提唱する邪馬台国九州説に反撃する邪馬台国大和説は文献批判を越えて物証にその根拠を捜し求めるに至る。

新しい邪馬台国大和説を唱えたのは小林行雄である。小林行雄はこれまでの邪馬台国論争が文献の解説を中心に据えていたのに対して、銅鏡という実物の証拠を持ち出して新しい論陣を張った。小林行雄は三角縁神獣鏡に着目して、その分布の中心が畿内にあることを実証した。京都の椿井大塚山古墳から昭和二十七(1952)年に三十二面の三角縁神獣鏡が出土して以来、各地に同型鏡のあることが発見された。小林行雄は同範鏡と呼んでいるが、元の鏡を粘土に押し付けて鋳型を作ると、同じ文様の鏡ができあがる。これが同型鏡である。同型鏡の分布を見ると畿内と西日本ないしは畿内と東日本という風に広がっており、畿内に中心があることは明らかである。

さらに小林行雄は次に魏志倭人伝の記事に着目する。魏の皇帝が卑弥呼に贈った贈答品の中に「銅鏡百枚」が含まれている。卑弥呼が魏から貰った銅鏡百枚とは三角縁神獣鏡のことである。魏の皇帝は卑弥呼に贈り物を倭国の人々に見せて倭国に対して魏の応援のあることを伝えるように論じているので、銅鏡の頒布はそうした魏の後ろ盾を受けて卑弥呼が倭国の内部を統率しようとして企てたものであろうとする。

三角縁神獣鏡が魏から貰った「銅鏡百枚」であるとする証拠はあるだろうか。年号が銘文に含まれた銅鏡がある。魏の年号である青龍三年鏡、景初三年鏡、景初四年鏡、正始元年鏡が見つかっている。また銘文からは魏の工人が洛陽の都の鏡工房に出仕していたことが窺える。

小林行雄はこうした証拠をもとに、卑弥呼は畿内の女王であり、それゆえ卑弥呼の都があった邪馬台国は大和にあったと論じている。更に畿内の女王のそばにいた有力者が実際には銅鏡の配布を担当したものと推定している¹⁶⁾。

小林行雄の唱えた邪馬台国大和説は物証に基づく論証に支えられていて、新鮮な驚きを学界や世間にもたらした。

とはいえ問題は残る。まず「銅鏡百枚」全部が三角縁神獣鏡であるかどうかは判明しない。同型鏡が倭国において作られたことも明らかであろう。また卑弥呼が魏の皇帝から銅鏡を贈られた正始元年から何年位経ってから銅鏡の頒布が実行されたのかは、簡単には推定できない。銅鏡は長持ちするから、何十年か経ってから配布することも可能であろう。

卑弥呼が銅鏡を受け取ったのはいつか。正始元年に帯方郡の大守であった弓遵が部下の梯備たちを倭国に遣わし伊都国において倭王つまり卑弥呼に鏡を下賜している。正始元年に卑弥呼が大和の女王であったのか否かは、銅鏡を受け取った時の記事からは知り得ない。結局、卑弥呼が大和の女王であるという暗黙の前提から卑弥呼が邪馬台国の女王であるという結論が引き出されたことになる。三角縁神獸鏡の同型鏡が各地に頒布された時点において畿内が倭国の政治の中心であったことは小林行雄の提出した物証により論証されたと言えよう。だがそれが卑弥呼の時代の出来事なのか、それとも次の女王であった壹與の時代の出来事なのか。あるいは更に後の出来事なのかは、簡単には判別できない。

卑弥呼が魏から貰った銅鏡を次の女王である壹與が遷都の際に邪馬台国に運んで、その後に銅鏡の同型鏡を作って各地に配布したという可能性を小林行雄説は全く論じていない⁷⁾。

おわりに

二つの女王国があった。陳寿の書いた魏志倭人伝を精しく読めばそうした結論になる。一つ目の女王国は帯方郡から一万二千余里のところにあった。帯方郡から伊都国までで一万五百余里であるから、伊都国から千五百余里のところにある計算になる。帯方郡から奴国までなら一万六百余里であるから、奴国から千四百余里のところにある計算になる。帯方郡から不弥国までなら一万七百余里であるから、不弥国からなら千三百余里のところにある計算になる。こちらの女王国が九州の内部にあったことに疑いの余地はない。

二つ目の女王国は邪馬台国である。こちらは奴国ないし不弥国からまず「水行二十日」して投馬国に至りそこから更に「水行十日」してようやく入り口に達するという遠方であった国である。更に「陸行一月」と陳寿は解したものの、実際には水路ではなくて途中から陸路をとっても更に三十日かかる遠方の国であった。それが大和にあったことに疑いの余地はない。

この二つの女王国に対応する遺跡の発掘が順調に行われている。吉野ケ里の遺跡は九州の女王国の遺跡であるに違いない。また纏向遺跡こそ邪馬台国の遺跡に違いない。

だがどちらも卑弥呼の都ではない。まず吉野ケ里の遺跡であるが、実は女国つまり狗奴国の都の遺跡である。火の国の都である。陳寿が女国を女王国と書き直したために誰もが誤解に陥ってしまっていたのである。翰苑が発見されて魏略の逸文が姿を現すまではこの事実は誰にも分からなかったのである。また邪馬台国に都を置いた女王は壹與であって卑弥呼ではない。壹與の時代に遷都が実行された。それまでは万余戸を数えた伊都国の人口は遷都の後には千余戸に激減している。人口が十分の一に減少する。それは凄まじい規模の遷都であった。「投馬国」鞆の浦に因む名前であるが、古名はおそらくは苦の浦であり、トマの国とは吉備のことである。吉備の国から先は多くは陸路を歩いて移動したものであろう。陸路を歩けば「陸行一月」かかる。壹與とその一行は大船団を組んで堂々と瀬戸内海を東に進んだに違いない。途中吉備の国で休息をとったものと思われる。「水行二十日」更に「水行十日」

という日程の記録は大規模な遷都の時に実際にかかった日数に基づいて算出された日数の標準であるに違いない。

これまで数限り無い邪馬台国の候補地が提案された。卑弥呼が都を置いた邪馬台国の候補地は論者の数だけ無数に存在した。だが誰も卑弥呼が都を置いた邪馬台国に行き着くことはできなかった。

それは無理はない。卑弥呼が都を置いた邪馬台国は存在しなかったのである。

卑弥呼が都を置いた邪馬台国とは壮大な幻が生み出した地上には実在しない都であった。

註

- 1) 『魏志倭人伝他三篇』岩波文庫（青 401-1）、1951 年。研究史については佐伯有清『研究史邪馬台国』吉川弘文館、1971 年。および同『魏志倭人伝を読む』上下、吉川弘文館、2000 年を参照されたい。特に下巻の見開きの口絵の箇所和上海の商務印書館から北京図書館に移された残闕本である紹興刊本の『魏志』のうち倭人伝の始まりの箇所の写影が載っているので「女三國」の箇所を確認されたい。
- 2) 志田不動磨『倭の女王』吉川弘文館、1956 年、56 頁。張鵬一『魏略輯本』采華書林、1972 年。魚豢伝の補注には「史通謂豢書事止明帝…史通有誤」（26 頁）と見える。劉知幾は史通において魏略の帝紀が明帝に止まることを言っているのであり、暗に魏の命運は景初年中に尽きたと魚豢が感じていたことを仄めかしているわけであるから、魏略の逸文には陳留王奐の景元四（263）年の出来事である司馬文王の西征の記事まで見える（323 頁）からと言って、史通に誤りがあるとは言えない筈である。魏と晋の境目をいつに求めるかを論ずる「晋書限斷」の際には晋書の記述を正始年間から始めるという提案も行われているが、「荀勗」はおそらくは魏略を見てこの提案を行ったものと推定される。（魚豢伝補注）。魏略の記事が景初年間で終わっている箇所が帝紀のほかにもあったと推計して置きたい。特に倭条がその例である公算が高い。
因に魏志の倭人条が正始年間で終わっているのは、魏志の初稿本では魏晋の境を嘉平年に求めていた痕跡ではあるまいか。太平御覧の倭条に引く魏志は流布本とは異なる異本であるが、あるいはこの初稿本の逸文であるのかも知れない。
なお通典の辺防一東夷上の注に見える「魏略云倭人自謂太伯之後」という記事は翰苑に引く魏略の孫引きであり、「聞其舊語」の箇所を「倭人」と杜佑が書き直したのではあるまいか。この点については『邪馬台国事典』改訂版、武光誠・山岸良二編、同成社、1998 年。の関係箇所を参照されたい。
- 3) 『翰苑』竹内理三校訂解説、吉川弘文館、1975 年。
- 4) 高城修三『大和は邪馬台国である』東方出版、1998 年、110 頁。
- 5) 『翰苑』33 頁。
- 6) 『翰苑』61 頁。
- 7) 『翰苑』62 頁。
- 8) 蓮沼啓介「異称日本伝注釈（梁書編）」『神戸法学雑誌』54 卷 2 号（2004 年 9 月）222-223 頁。
- 9) 蓮沼啓介「神功皇后紀の成立事情」『比較法史研究』10、2002 年。
- 10) 蓮沼啓介「邪馬台国論争の新展開」『神戸法学年報』16 号、2000 年。同「復古国学の批判」『神戸法学雑誌』55 卷 2 号、2005 年。同「異称日本伝注釈（宋書編）」同誌 4 号、2005 年。

- 11) 松下見林『異称日本伝』については、国立国会図書館の古典籍資料室に所蔵する小宮山楓軒の文庫である楓軒文庫本を典拠に用いた。
- 12) 白鳥庫吉「倭女王卑弥呼考」『東亜之光』5の6・7、1910年。
- 13) 内藤虎次郎「卑弥呼考」『藝文』1の2・3・4、1910年。
- 14) 井上光貞『日本の歴史I—神話から歴史へ—』中央公論社、1965年。
- 15) 大和岩雄『新邪馬台国論』大和書房、2000年、140頁、164頁および335-337頁。
- 16) 小林行雄「邪馬台国の所在論について」『ヒストリア』4、1952年。同「初期大和政権の勢力圏」『史林』40巻4号、1957年。
- 17) 周尺と歩の関係について論じて置く。

周の歩は周尺八尺であるが、戦国に入って周尺七尺の歩と六尺六寸の歩が新設された。ここから奇妙な発展が生じた。六尺六寸の歩は周尺で六尺四寸であるという思い込みが発生し、逆算して、架空の周尺が推計された。この架空の周尺を擬周尺と呼ぼう。擬周尺は実際の周尺よりもやや長く20.3センチメートル位となる。擬周尺の八尺に当たる擬歩が設けられ、歩を七尺とする新しい尺が設定された。これが商鞅尺である。 $20.3 \times 8 \div 7 = 23.2$ センチメートル位となる。上海博物館に商鞅銅方升が蔵されている。その深さは一寸であるが、計測によれば2.323センチメートルである。一尺にして約23.2センチメートルとなる。

現存する古尺のうち長さが23.2センチメートルのものと23.3センチメートルのものは商鞅尺である。これに対して長さが23センチメートルや23.1センチメートルのものは周尺の七尺を歩とし、六尺と読み替えた戦国尺である。漢を中断した新の尺は戦国尺の復元である。また長さが23.6センチメートルのものは秦の武王尺である。

始皇帝による度量衡の統一にもかかわらず、尺については別々の尺が併存していたことが判明する。1972年に甘粛省の新域二号墓から出土した23.8センチメートルの物差しは秦武王尺であるし、1965年に北京市の八宝山西晋墓から出土した象牙製の物差しは24.15センチメートルであるが、これは擬周尺の六尺を五尺とする晋尺である。(佐伯、2000年下、170頁)。

箸墓古墳の全長は278メートルであるが、六尺を一步として商鞅尺で200歩にあたる。平原一号墓から出土した大型鏡は直径が46.5センチメートルであり商鞅尺の二尺にあたる。半径は一尺である。商鞅尺が倭国に渡来したことはほぼ間違いない。

これまで周尺の長さが不明であったのは、擬尺に基づく商鞅尺と本来の周尺との関係が不明であったからである。『礼記』王制編にみる「古者以周尺八尺為歩」に続く「今以周尺六尺四寸為歩」という一文は、商鞅の定めた擬歩が擬周尺の六尺四寸に当たるという事実を説明した箇所である。ここから「周制八寸為尺」という『説文解字』夫字註に見る理解が発生することとなる。「六国時多変乱法度、或言周尺八寸、則歩数为八八六十四寸」と鄭玄が礼記に注を付している様に、周尺の八寸が商尺であるとすると商尺の八尺は周尺では八八六十四寸となる計算になる。新設された歩は商尺の八尺に当たると受け止められたのである。

しかしながら実際には新設された歩は周尺の六尺六寸であったから、「古者百畝当今東田百四十六畝三十歩」「古者百里当今百二十一里六十歩四尺二寸二分」という換算になる。本来の歩と新設された歩の比率は八尺対六尺六寸であるから $8.0 \div 6.6 = 1.21212$ であって百里 $\times 1.21212 =$ 百二十一里六十歩余りとなる。面積では $121 \times 121 = 146.41$ 約百四十六畝余りとなる。計算式が不明のままでは計算が合わないのが当然であり、端数の処理に困惑を隠せない結末となる。

なお、蓮沼啓介「ヤマトタケルとは誰のことか」神戸法学雑誌 52 巻 2 号、2002 年（注 23）のうち 24 頁の部分はすべて誤りであるので、削除して訂正して置きたい。また前頁である 23 頁に掲げる尺の長さを対照する下表のうち右側に縦に並ぶセンチメートルという単位はメートルの誤植であるから $\text{cm} \Rightarrow \text{m}$ と訂正したい。また春秋尺の推計については削除する。

ちなみに南朝尺は南朝の宋において定められた物差しの長さである。隋書律歷志には「宋、齊、梁、陳、因而不改」とある。唐の小尺と同じ長さで約 24.6 センチメートルである。周尺を 10 とすれば 12.5 の比率になる。